

亀山市就学前教育・保育施設の再編方針

【第3版】

令和8年3月改訂

三重県亀山市

[目 次]

1. 策定の趣旨とその経緯について	1
2. 公立施設の現状について	3
3. 施設利用の状況について	4
(1) 市内施設数の推移	4
(2) 市内保育所の利用状況の推移	5
(3) 市内幼稚園の利用状況の推移	5
(4) 市内認定こども園の利用状況の推移	6
(5) 市内小規模保育事業所の利用の推移	6
(6) 市内就学前教育・保育施設の利用状況の推移	7
(7) 待機児童の推移	7
4. 就学前教育・保育施設の利用ニーズについて	8
(1) 未就学児の人口の状況	8
(2) 就学前教育・保育の状況	10
(3) 教育・保育の必要利用数の見込みと確保の内容	12
5. 就学前教育・保育施設の再編に伴う公共施設等の活用について	13
(1) 現在の公立保育所等の活用	14
(2) 都市公園の一部の活用	14
(3) 市営住宅(跡地を含む)の活用	16
(4) 普通財産の活用	16
6. 今後の基本的な考え方と方針について	17
7. 施設の再編計画について	19
(1) 施設の整備等について	19
(2) 既存施設の改修について	19
(3) 施設整備に伴う特定財源等の活用について	21

1. 策定の趣旨とその経緯について

【趣旨】

亀山市では、待機児童の解消と第2期亀山市子ども・子育て支援事業計画(R2~R6)に基づく施設の再編を進めるにあたり、令和3年2月に「亀山市就学前教育・保育施設の再編方針」を策定し、今後の就学前教育・保育ニーズに対応した効率的かつ効果的な再編を進めるための方針を明らかにしました。令和6年1月に一部改訂を行いました。これまで当該再編方針に基づき公立施設の再編等を進めてまいりました。

しかしながら、低年齢児の保育ニーズや子育て世帯の共働きの増加するなど新たな社会状況へ変化している中で、本市における就学前教育・保育ニーズ等の現状も変化しており、想定を上回る幼稚園ニーズの減少に影響し園運営が困難になりつつあることや、公立施設の老朽化が顕著となっているなど、様々な課題の解消には至っていない状況です。

一方で、令和8年度から亀山市こども計画(R8~R11)がスタートし、保育ニーズの更なる増加など課題の解消が求められていることから、今後の就学前教育・保育のニーズに対応した効率的かつ効果的な再編を進めるため、本方針を見直すこととし、新たな施設の整備と既存施設の改修についての考え方の方向性を示します。なお、亀山市こども計画の改訂に応じて、この方針も見直しを行います。

〔対象施設〕

この方針において更新・再編等の検討対象とする施設は、以下の施設とします。

公立保育所(8園)	第一愛護園、第二愛護園、みなみ保育園、昼生保育園 神辺保育園、和田保育園、川崎南保育園、加太保育園
公立幼稚園(4園)	亀山幼稚園、亀山東幼稚園、井田川幼稚園、みずほ台幼稚園
公立認定こども園(1園)	関認定こども園アスレ

〔施設類型〕

また、この方針において、新たに整備を行う施設の種別は、原則として教育と保育を一体的に提供できる制度的整合性と運営の安定性を備えた「幼保連携型認定こども園」を基本形態と位置づけ、今後の新設・移行にあたっては、原則として本類型による整備を目指します。これにより、教育・保育の一体的提供を制度的に保障するとともに、保育教諭の養成・確保を通じて、職員体制の安定化と施設運営の効率化を図ります。

ただし、既存施設の増築を行う場合や、市域全体での利用ニーズとの整合を図るうえで、必要があると認められる場合は、次の施設とすることを検討します。

- ・保育所
- ・認定こども園(幼保連携型以外)
- ・地域型保育事業施設(小規模保育事業に限る)

【経緯】

- ・令和2年3月 第2期亀山市子ども・子育て支援事業計画(R2~R6)がスタート
- ・令和3年2月 亀山市就学前教育・保育施設の再編方針【第1版】を作成
- ・令和6年1月 亀山市就学前教育・保育施設の再編方針【第2版】へ改訂
- ・令和7年3月 第3期亀山市子ども・子育て支援事業計画(R7~R11)がスタート

【現状】

これまでの再編方針に掲げた「事業化に向けた検討の想定」に基づく事業の現状は、以下のとおりです。

事業化に向けた検討の想定	事業の内容	状況
【短期的に効果を発揮する事業】	和田保育園保育室増築事業	「和田保育園保育室増築事業」として主要事業に位置付け、令和3年度において事業を実施し、令和5年度から0歳児から2歳児までの受入れ児童数が12人増加した。
	川崎南保育園保育室増築事業	「川崎南保育園保育室増築事業」として主要事業に位置づけたが、「民間保育所等整備事業」により同程度以上の効果が見込まれることから、令和5年度の方針の改訂により、事業を廃止した。
【抜本的な課題解消を図る事業】	井田川幼稚園+みずほ台幼稚園・・・井田川認定こども園	令和6年度において、令和9年度の両園の統合に向け、令和8年度からの園児募集を停止することとした。また、令和7年度に統合後の園舎は、井田川幼稚園を活用する方向性を決定した。
	第一愛護園+亀山幼稚園・・・亀山認定こども園	「亀山認定こども園整備事業」として旧法務局・裁判所跡地での事業実施を目指していたが、地域住民との話し合い等を進めるなど事業実施への取組を進める中、周辺道路整備等の課題解消が困難であると判断し、整備位置は未定となった。
	第二愛護園+和田保育園+亀山東幼稚園・・・和田認定こども園	方針において「和田住宅の用地活用を想定しているため、実施時期を想定できない」としている。用地活用を想定していた和田住宅については、売却が決定しており、売却に向けた手続きを検討中である。
共通項目	民間保育所等整備事業(あんぜんの丘こども園)	令和7年度から認定こども園へ移行し、0歳児から2歳児までの受入れ児童数が8人増加した。
	民間保育所等整備事業(みずきが丘道伯幼稚園)	令和7年度から認定こども園へ移行し、0歳児から2歳児までの受入れ児童数が18人増加した。

2. 公立施設の現状について

既存施設の建物の状況を見ると、公立保育所については、最も利用児童数の少ない加太保育園が340㎡であるほか、概ね500㎡から650㎡程度となっています。一方、公立幼稚園については、全4園の利用定員は95人ですが、最も新しい亀山東幼稚園が790㎡に対し、他の3園は約500㎡程度となっています。

必要な施設として、保育所には保育室(乳幼児室を含む子どもの過ごす部屋)が5室、給食調理室が必要であるのに対し、幼稚園は保育室3室で、給食調理室が不要となっているなど、必要な室数に差があるものの、建物の面積の差は少なく、全体的に保育所よりも幼稚園の方が建物には余裕があります。このことは、多くの保育所がホール(遊戯室)を保育室に変更していることにも影響しています。

次に敷地の状況を見ると、保育所については、最も小さい加太保育園が約 1,200 ㎡弱から最も大きい川崎南保育園の約 2,900 ㎡となっていますが、幼稚園については、最も小さい亀山東幼稚園でも約 2,800 ㎡あり、幼稚園の方が敷地についても大きな余裕を持っている状況です。

一方、施設の耐震性はいずれの施設も現行基準に適合しており、一定の安全対策は施されていますが、建て替え等について検討が必要です。

(単位:室、㎡)

区分	園名	建物 建築 年度	経過 年数	室数等			面積	敷地		耐震補強(構造系)				
				保育室	給食	ホ-ル		総面積	園庭	耐震診断		耐震補強		備考
										年度	IS値	年度	IS値	
保育所	第一愛護園	S53	47年	5	1		635.94	1,348.41	325.01	H16	0.54	H20	0.79	
	第二愛護園	S46	54年	5	1		504.23	1,881.12	429.38	H16	0.38	H20	1.30	
	みなみ保育園	S51	49年	5	1	1	683.89	2,695.23	547.34	H16	0.36	H20	0.85	
	神辺保育園	H8	29年	5	1		560.10	2,473.94	1,053.15					H8.11建築
	昼生保育園	S57	43年	5	1		497.62	1,209.88	401.45	H16	0.97			IS値>0.6
	和田保育園	S52	48年	8	1		898.06	2,336.97	664.25	H16	0.77			IS値>0.6
	川崎南保育園	S60	40年	5	1		697.61	2,897.40	741.88					H60.11建築
	加太保育園	S45	55年	3	1	1	340.00	1,152.35	626.79	H19	0.16	H20	1.16	
	小計						4,817.45	15,995.30	4,789.25					
(平均)						602.18	1,999.41	598.66						
認定 こども園	関認定こども園アスレ	H16	21年	10	1	1	1,854.04	8,313.68	2,844.08					H16.2建築
	小計						1,854.04	8,313.68	2,844.08					
	(平均)						1,854.04	8,313.68	2,844.08					
幼稚園	亀山幼稚園	S58	42年	3	-	1	550.77	2,948.58	1,512.00					診断不要
	亀山東幼稚園	H23	14年	3	-	1	789.63	2,835.00	1,266.00					H23.3建築
	井田川幼稚園	S54	46年	3	-	1	540.85	4,065.00	2,347.00	H15	0.43	H18	0.79	
	みずほ台幼稚園	H2	35年	3	-	1	544.00	3,970.00	1,725.00					診断不要
	小計						2,425.25	13,818.58	6,850.00					
(平均)						606.31	3,454.65	1,712.50						

3. 施設利用の状況について

(1) 市内施設数の推移

市内施設の状況をみると、保育所については、平成27年度は14園（公立9園、私立5園）で運営されていましたが、平成28年度に公立保育所1園、平成31年度に私立保育所1園、さらに令和7年度に私立保育所1園が認定こども園へそれぞれ移行し、令和7年度は11園で運営されています。

認定こども園については、平成27年度にはありませんでしたが、平成28年度に関認定こども園アスレ、平成31年度に亀山愛児園が認定こども園へ、令和7年度に第三愛護園とみずきが丘道伯幼稚園が認定こども園へ移行したことから、現在は4園での運営となっています。

小規模保育事業所については、平成27年度と平成29年度に1園開設され、現在は2園（私立のみ）で運営されています。

幼稚園については、平成27年度は6園（公立5園、私立1園）で運営されていましたが、平成28年度に公立幼稚園1園、令和7年度に私立幼稚園1園が認定こども園へ移行したことにより、令和7年度は4園（公立のみ）となっています。

このように、施設の運営形態の変更等により、近年では市内全体の認定こども園への移行が高まっています。

市内の保育所等の運営状況の推移

(単位:園)

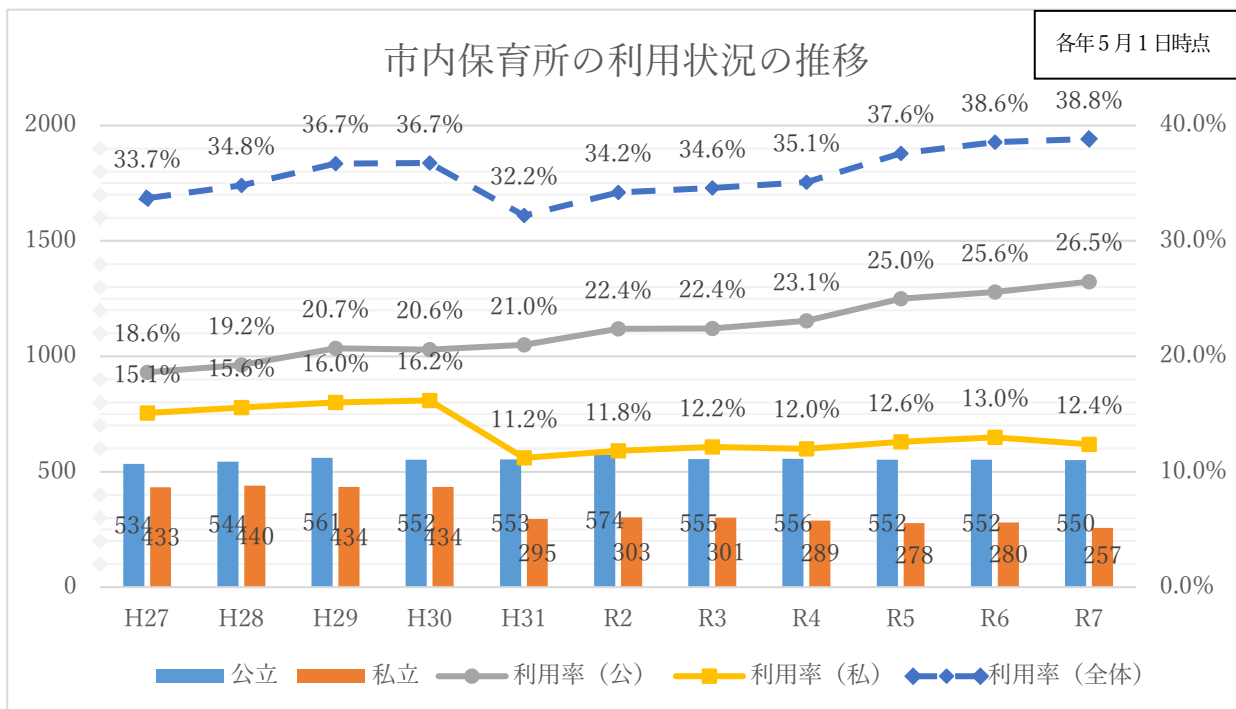
区分	園名	H27	H28	H29	H30	R1 (H31)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	備考
保育所	公立	第一愛護園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	公立	第二愛護園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	公立	みなみ保育園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	公立	神辺保育園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	公立	昼生保育園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	公立	和田保育園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	公立	川崎南保育園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	公立	関保育園	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	認定こども園へ移行(H28)
	公立	加太保育園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	公立	施設数	9	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
	私立	第三愛護園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	認定こども園へ移行(R7)
	私立	亀山愛児園	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	認定こども園へ移行(H31)
	私立	川崎愛児園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	私立	野登ルンビニ園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
私立	なのはな保育園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
私立	施設数	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	3	
	施設数	14	13	13	13	12	12	12	12	12	12	11	
認定こども園	公立	関認定こども園アスレ	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	関保育園・関幼稚園から移行(H28)
	公立	施設数	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	私立	あんぜんの丘こども園	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	保育所から移行(R7)
	私立	亀山愛児園	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	保育所から移行(H31)
	私立	みずきが丘道伯幼稚園	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	幼稚園から移行(R7)
私立	施設数	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	3	
	施設数	0	1	1	1	2	2	2	2	2	2	4	
小規模保育	私立	ちびっこかめやま園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	私立	かめ愛こどもの家	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	
	私立	施設数	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	
	施設数	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2		
幼稚園	公立	亀山幼稚園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	公立	亀山東幼稚園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	公立	井田川幼稚園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	公立	みずほ台幼稚園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	公立	関幼稚園	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	認定こども園へ移行(H28)
	公立	施設数	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	私立	みずきが丘道伯幼稚園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	認定こども園へ移行(R7)
私立	施設数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0		
	施設数	6	5	5	5	5	5	5	5	5	4		

(2) 市内保育所の利用状況の推移

市内保育所の利用状況を見ると、認定こども園に移行した平成31年度に一時的に利用者数が減少していますが、その後はほぼ横ばいとなっています。一方、利用率については、認定こども園に移行した平成31年度を除き、上昇傾向が続いています。

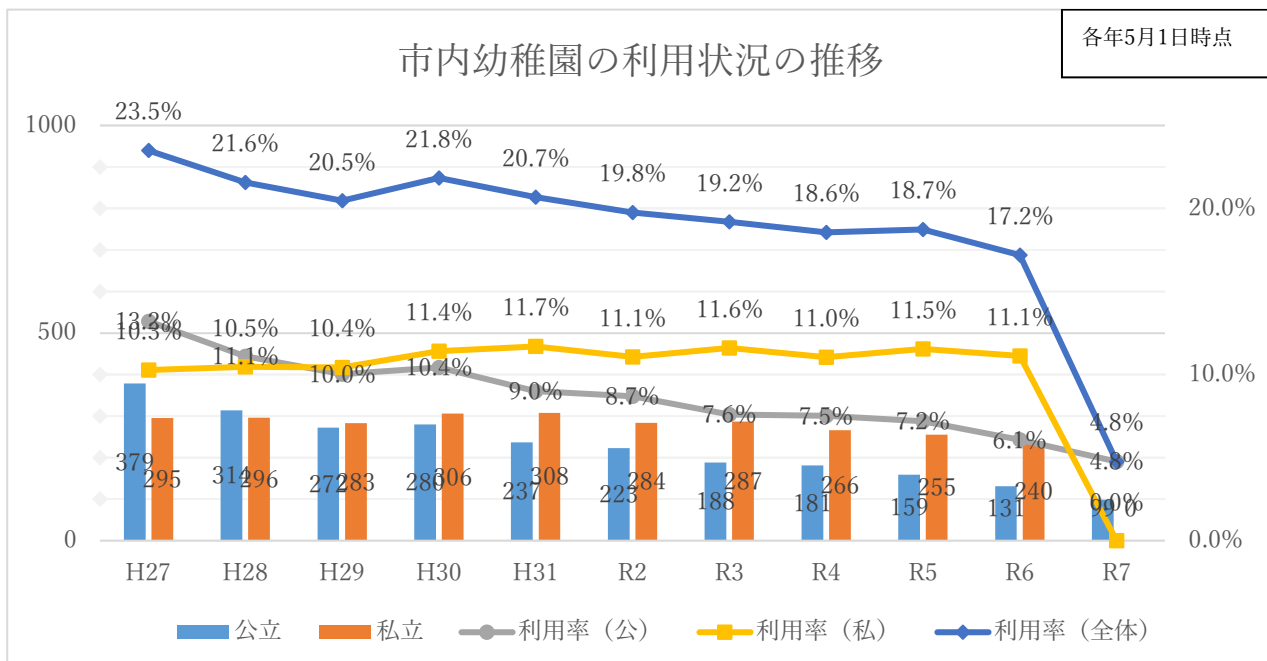
令和7年度においても認定こども園へ移行したことによる一時的な利用者数や利用率の減少がありますが、令和8年度以降もこれまでと同様の傾向が続くと予想されます。

このことから、子どもの総数が減少傾向にある中であっても、保育所の利用ニーズは年々上昇傾向にあります。



(3) 市内幼稚園の利用状況の推移

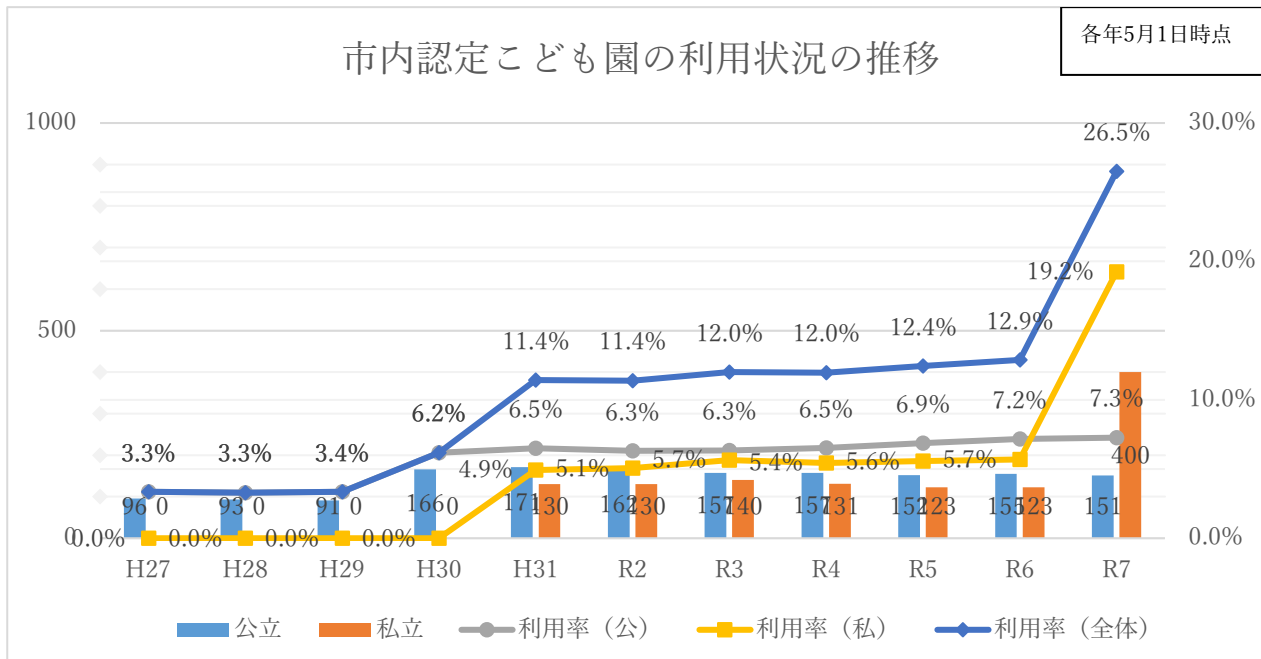
市内幼稚園の利用状況を見ると、利用児童数、利用率ともに減少傾向が強まっています。なお、令和7年度に市内唯一の私立幼稚園が認定こども園に移行したため、市内には公立幼稚園のみとなりました。



(4) 市内認定こども園の利用状況の推移

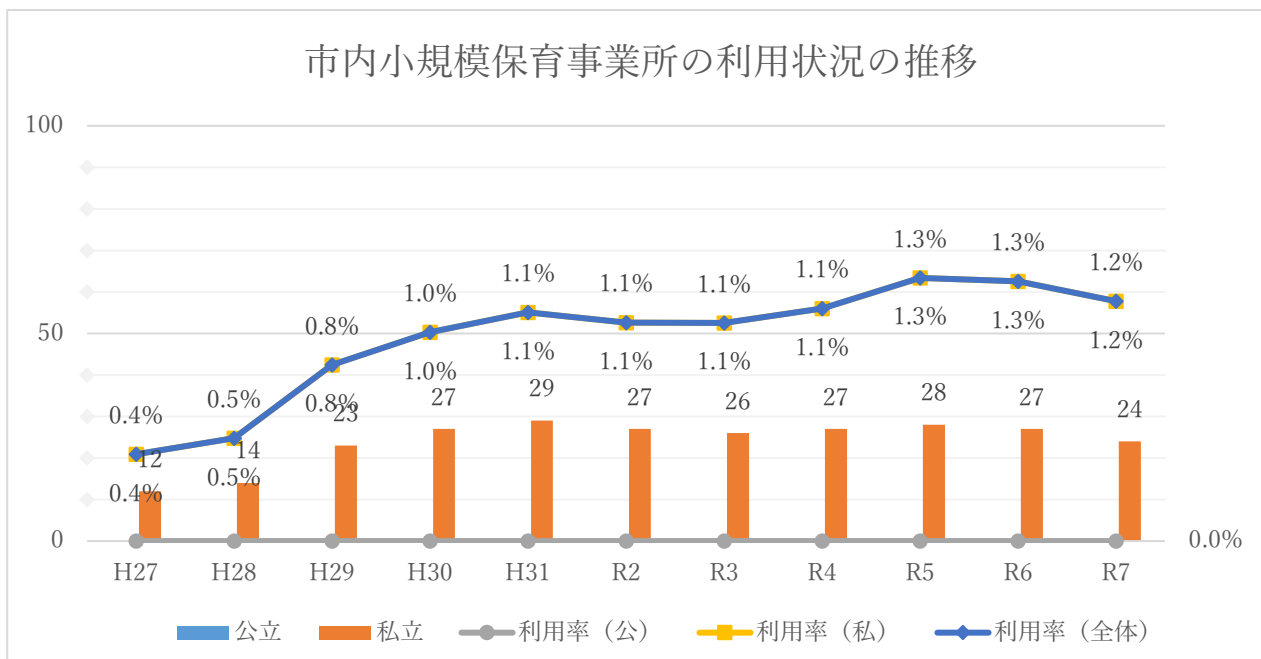
市内認定こども園については、平成28年度の新設以降、市内全体で認定こども園への移行が進んでいることから、利用数、利用率ともに上昇傾向となっています。なお、令和7年度に私立2園が認定こども園に移行したため、利用数、利用率が大きく増加しました。

このように市全体の利用状況は、施設数の増加に合わせて大きく増加しています。



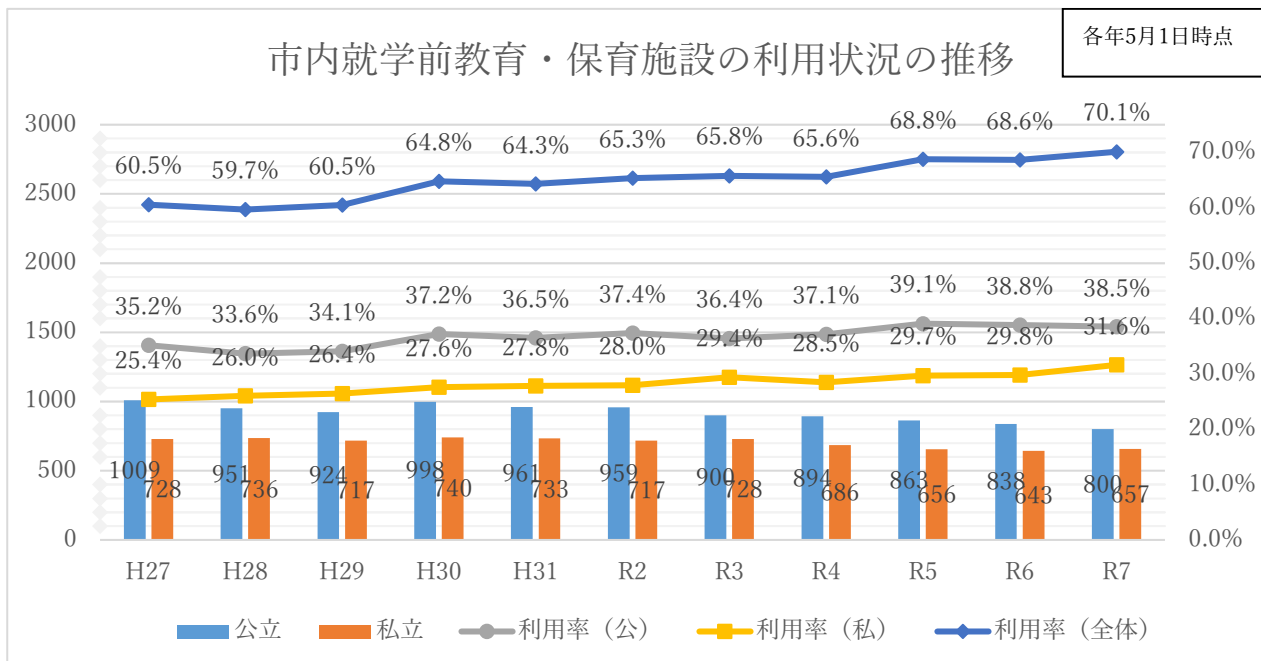
(5) 市内小規模保育事業所の利用状況の推移

市内小規模保育事業所については、平成27年度に新設され、平成29年度に市内2施設となって以降、利用数、利用率ともにほぼ横ばいとなっています。なお、市内に公立の小規模保育事業所はありません。



(6) 市内就学前教育・保育施設の利用状況の推移

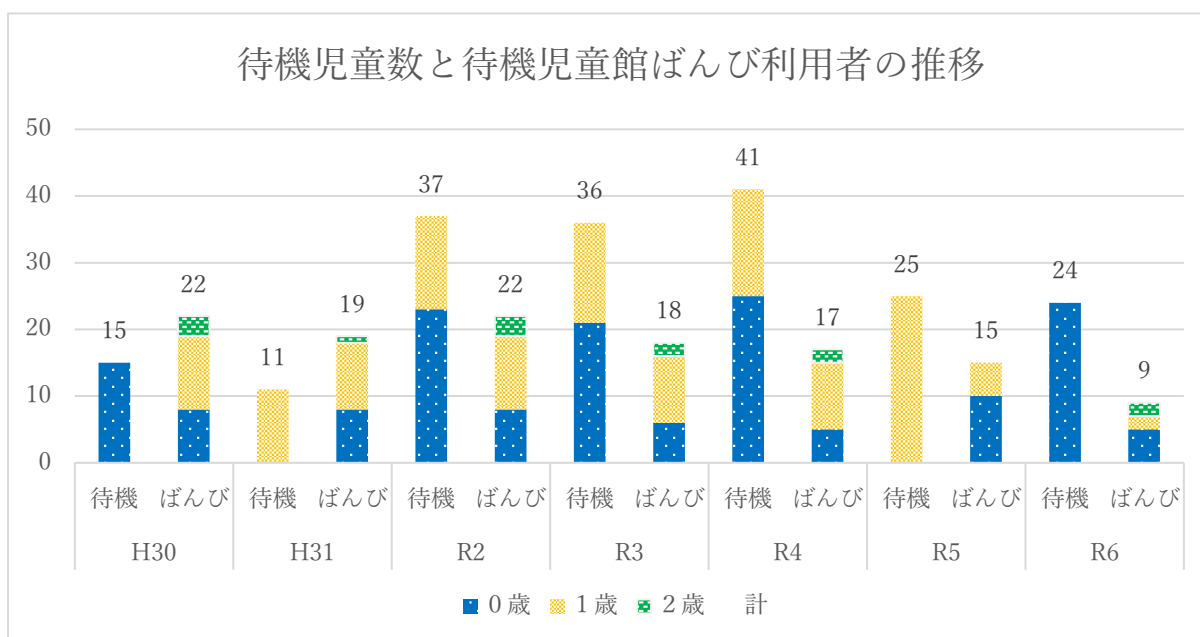
市内全体でみると、利用数は減少していますが、利用率は年々上昇傾向となっています。このことから、将来的にも就学前教育・保育施設の適切かつ効果的な量の確保が求められています。



(7) 待機児童の推移

毎年度10月1日時点における待機児童の発生状況を見ると、令和2年度に大幅に増加しましたが、令和4年度に完了した和田保育園増築事業の効果により、令和5年度以降は平成31年度以前と同推移となっています。しかしながら、以前として待機児童対策の必要があります。

一方、市では待機児童対策として待機児童館の運営を行っていますが、近年減少傾向にあり、利用児童は0歳児と1歳児が大半となっています。



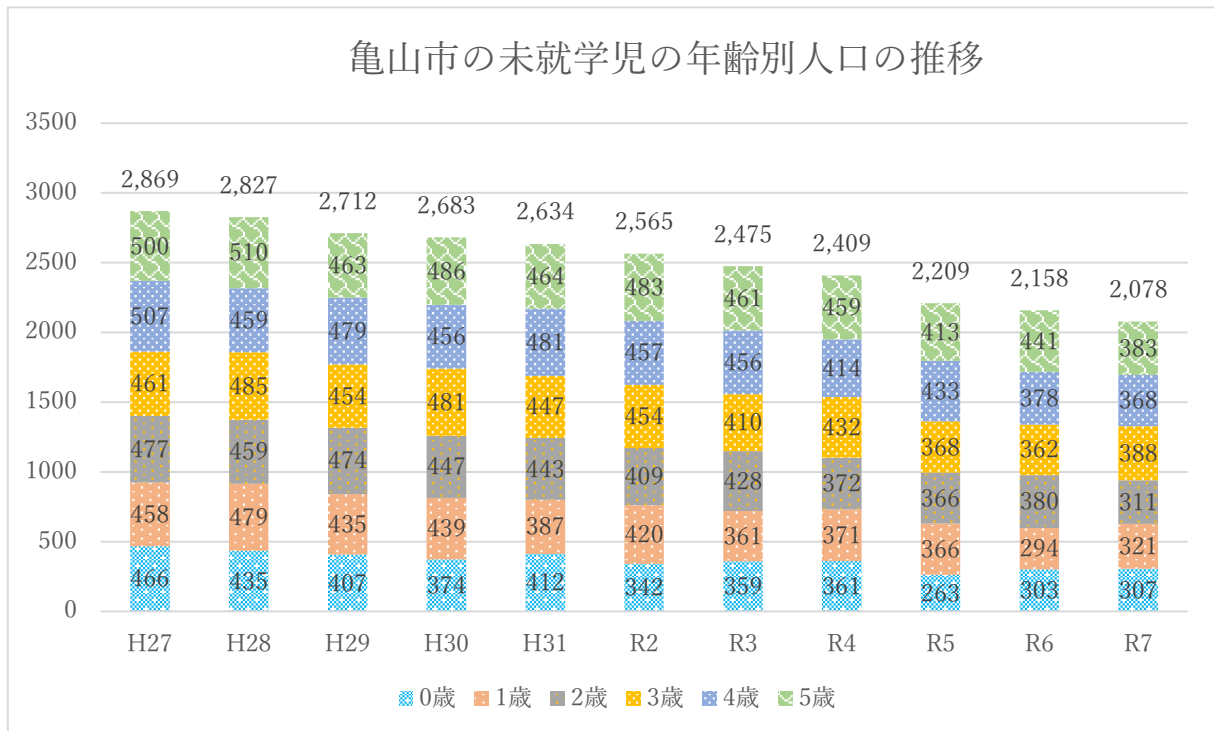
4. 就学前教育・保育施設の利用ニーズについて

(1) 未就学児の人口の状況

▶未就学児の年齢別人口の推移

亀山市の未就学児の人口の推移をみると、年々減少傾向が続いています。

また、各年の年齢別人口の最大・最小の年齢間の比率をみると、平成28年以降、上昇傾向が顕著に表れています。これは、人口の多い年代が就学し、新たに出生する下の年代が減少傾向にあることが影響しており、今後、本格的に就学前児の人口の減少傾向が加速する可能性があります。



亀山市の未就学児の年齢別人口の推移

(単位: 人)

	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
0歳	466	435	407	374	412	342	359	361	263	303	307
1歳	458	479	435	439	387	420	361	371	366	294	321
2歳	477	459	474	447	443	409	428	372	366	380	311
3歳	461	485	454	481	447	454	410	432	368	362	388
4歳	507	459	479	456	481	457	456	414	433	378	368
5歳	500	510	463	486	464	483	461	459	413	441	383
合計	2,869	2,827	2,712	2,683	2,634	2,565	2,475	2,409	2,209	2,158	2,078
バラツキ	110.7%	117.2%	117.7%	129.9%	124.3%	141.2%	128.4%	127.1%	164.6%	150.0%	126.4%

■ 最大値 ■ 最小値

▶未就学児の地区別人口の推移

地区別の傾向をみると、未就学児の人口は平成27年前後にピークを迎えた後、減少傾向となっています。また、平成27年度と令和6年度の比較を地域別にみると、川崎地区及び坂下地区以外はいずれも20%以上減少していることがわかります。

しかしながら、亀山地区、井田川地区、川崎地区はその他の地域より地域別人口が多く、市域全体の就学前教育・保育施設の利用率が上昇傾向にあることから、今後も就学前教育・保育施設の量の適正な確保が必要となります。

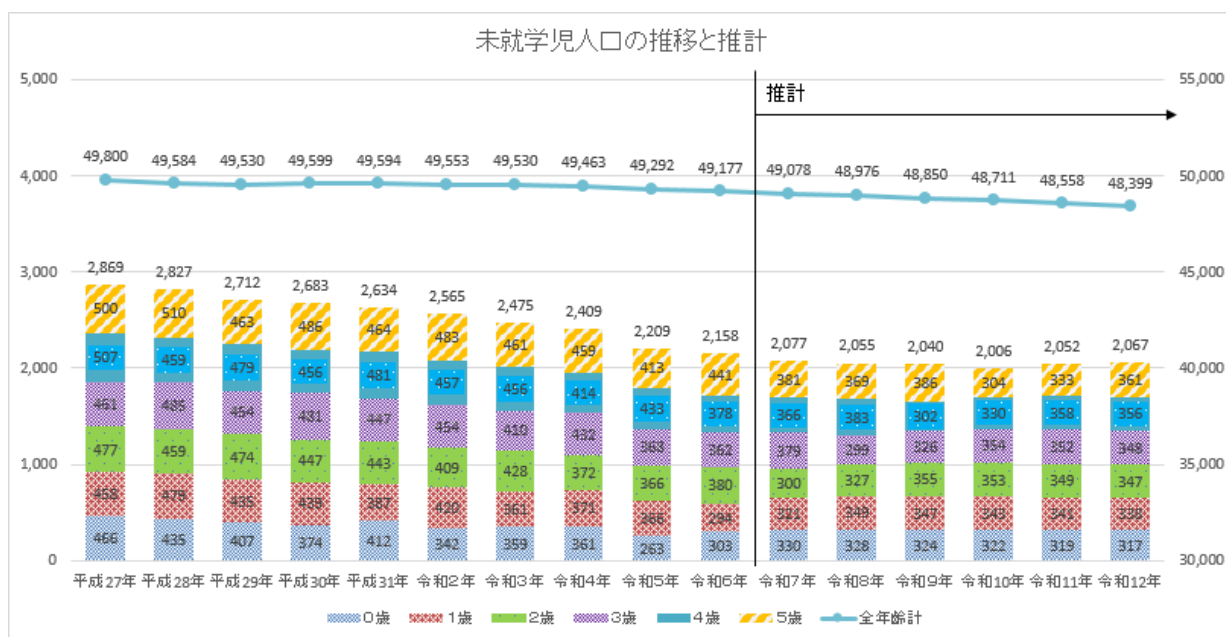
亀山市の地区別未就学児人口の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	増減率
亀山地区	930	945	930	929	902	856	832	792	762	732	705	75.8%
昼生地区	50	41	39	39	45	40	35	38	34	33	26	52.0%
井田川地区	844	843	804	788	774	744	726	697	629	581	516	61.1%
川崎地区	522	498	455	451	462	474	452	467	432	431	461	88.3%
野登地区	86	72	66	70	59	60	49	56	47	41	39	45.3%
白川地区	28	35	32	31	33	31	28	24	15	17	15	53.6%
神辺地区	147	151	140	135	122	117	120	108	85	111	107	72.8%
関地区	230	211	213	209	210	210	198	194	179	180	179	77.8%
坂下地区	4	5	6	5	5	6	8	9	9	11	8	200.0%
加太地区	28	26	27	26	22	27	27	24	17	21	22	78.6%
合計	2,869	2,827	2,712	2,683	2,634	2,565	2,475	2,409	2,209	2,158	2,078	72.4%

▶未就学児の人口推計

本市の人口について、住民基本台帳の推移を基にしたコーホート変化率法による推計を行うと、平成27年から令和6年までの9年間で、総人口は49,800人から49,177人で623人の減少(約1.2%減)となっています。一方、未就学児の人口は2,869人から2,158人となり、711人の減少(24.7%減)となり、より顕著に減少が進んでいます。

令和7年以降の未就学児人口についても同様の傾向が続くと予想され、第3期亀山市子ども・子育て支援事業計画における人口推計を基に比較すると、令和6年とその6年後にあたる令和12年では、総人口は778人の減少(1.6%減)、未就学児は91人の減少(4.2%減)と推測されます。

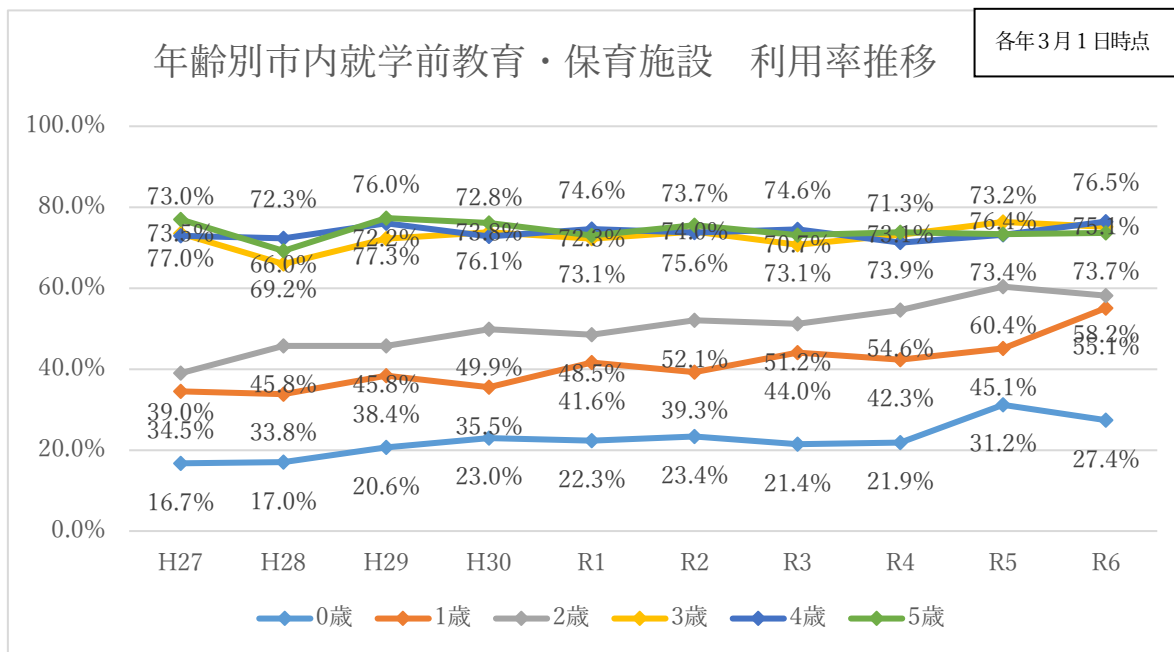


(2) 就学前教育・保育の状況

▶年齢別就学前教育・保育の利用率の推移

過去10年間における年齢ごとの就学前教育・保育施設の利用率の推移を次のとおり示します。これによると、3歳以上児はほぼ横ばいで推移していますが、3歳未満児の利用率は上昇していることがわかります。

人口減少に伴い、市内全体の利用児童数も減少しているものの、低年齢児の利用率が上昇していることから、低年齢児の適切かつ効果的な量の確保に重点を置いた施設再編が必要であることがわかります。

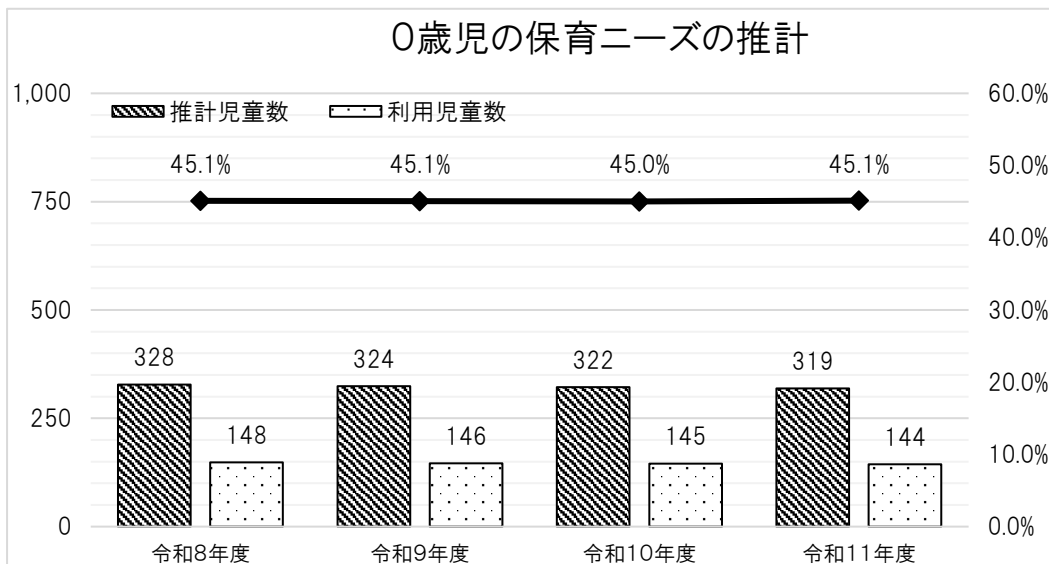


▶就学前教育・保育の利用ニーズの推計

第3期亀山市子ども・子育て支援事業計画における令和8年度から令和11年度の保育ニーズは次のとおりです。

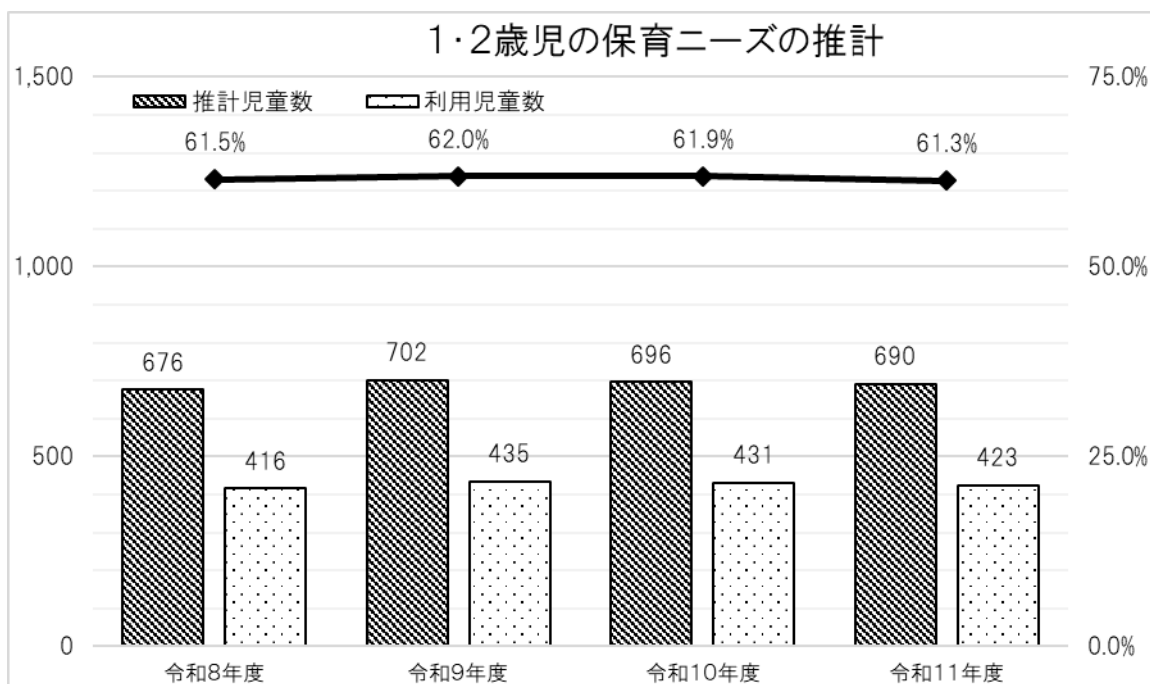
【0歳児の保育ニーズの推計】

推計児童数、利用率ともにほぼ横ばいであると予測されます。



【1・2歳児の保育ニーズの推計】

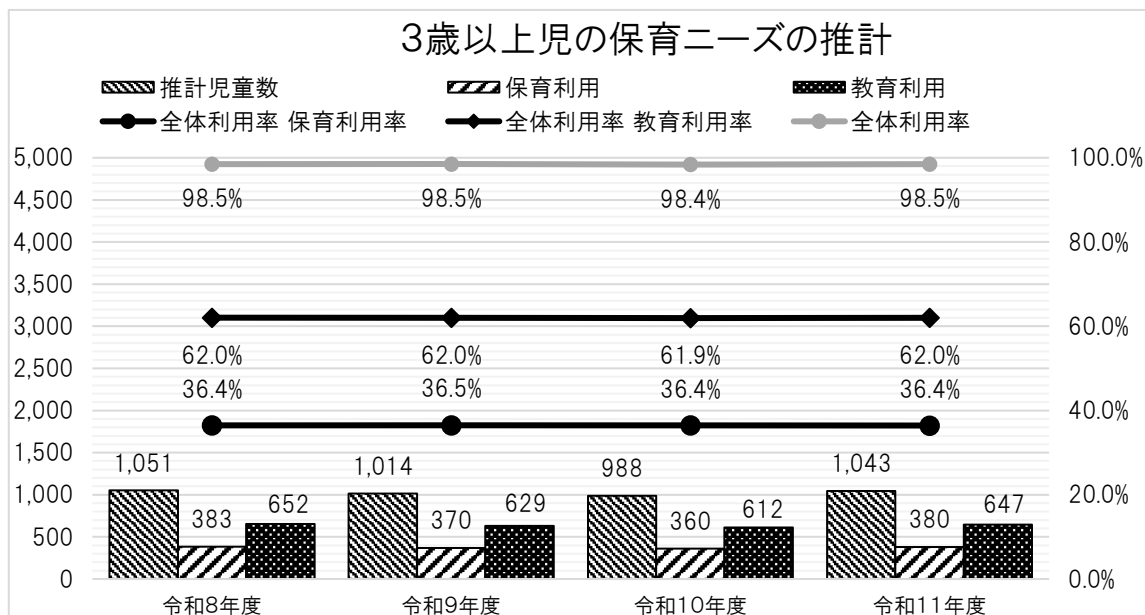
推計児童数、利用率ともにほぼ横ばいと予測されます。



【3歳以上児の教育・保育ニーズの推計】

推計児童数、利用児童数はほぼ横ばいとなっています。なお、3歳以上児の利用率については、国の計画策定の基本的な考え方や3歳以上児の約98%はいずれかの施設利用をしている現状などから、当面変化はないものと予測されます。

令和元年10月にスタートした幼児教育・保育の無償化により、今後も教育から保育へのニーズ移行続くものと見込まれます。



(3) 教育・保育の必要利用数の見込みと確保の内容

第3期亀山市子ども・子育て支援事業計画における令和8年度から令和11年度の必要利用数の見込みと確保の内容は次のとおりです。

1号認定及び2号認定の必要利用数の見込みについては、確保の内容に比べて余裕がある状況となっておりますが、3号認定は必要利用数の見込みに対し、確保の内容が不足する状況となっております。

このような状況を踏まえ、必要利用数に対して適切な確保の内容となるよう、公立幼稚園及び保育所の統廃合を進めるとともに、認定こども園の整備の検討を行う必要があります。

1号認定

(人)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	383	370	360	380
1号認定（幼稚園型）	249	240	234	247
2号認定（幼稚園希望）	134	130	126	133
確保の内容②	539	489	489	439
幼稚園	245	195	195	130
認定こども園	294	294	294	309
②-①	156	119	129	59

2号認定

(人)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	652	629	612	647
確保の内容②	939	939	939	999
保育所	642	642	642	642
認定こども園	297	297	297	357
②-①	287	310	327	352

3号認定

(人)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	564	581	576	572
確保の内容②	510	510	510	642
特定教育・保育施設	453	453	453	558
保育所	311	311	311	346
認定こども園	142	142	142	212
家庭的保育事業(小規模保育)	30	30	30	48
認可外保育施設	27	27	27	36
②-①	△54	△71	△66	70

5. 就学前教育・保育施設の再編に伴う公共施設等の活用について

施設の整備を進めるに当たっては、現在の施設や敷地に限らず、他の公共施設等についても活用の可能性を検討することで、財政的な負担の軽減と全体的な公共施設の有効活用を図ることが可能となります。

市の公共施設等については、基本的に行政財産と普通財産に分類されますが、就学前施設の整備を検討する場合、行政目的を持って使用されている行政財産については、基本的に対象とすることは難しいと考えられます。しかし、現在、公立保育所等として施設の整備等を進めるにあたって、既存の公共施設を活用することは、財政的な負担などの面でも効率的な事業推進に期待ができることから、活用の可能性を検討します。

活用を検討する公共施設としては、まず、既存の保育所・幼稚園・認定こども園が挙げられます。これらの施設は、現状でも同様の目的に利用しているため、引き続き利用できると考えられます。

次に、近年の法改正によって保育所等への転用がしやすくなった都市公園についても、教育・保育環境としての活用メリットがあると考えられます。また、用途廃止された市営住宅や普通財産についても、現状が宅地であるなど、一体的な活用が可能な用地も含まれます。これらの用地を活用することは、公共施設全体の有効活用の観点からも有効な手法と考えられます。

これまでの亀山市就学前教育・保育施設の再編方針に基づく公共施設等の活用に関する検討結果を次のとおり示します。

[検討対象となる公共施設等]

- ①現在の公立保育所等
- ②都市公園の一部
- ③市営住宅(跡地を含む)
- ④普通財産

(1) 現在の公立保育所等の活用

公立園のうち、幼稚園については、長期休業期間があるものの、保育所及び認定こども園については、基本的に毎日利用する施設であるため、新施設が完成するまでの間も運営を継続する必要があります。

既存の公立園の敷地での施設整備等については、制約が大きく、どの施設も施設を運営しながらの建替は適していませんが、代替施設を確保できるのであれば建替を行うことができます。なお、全体的に施設が老朽化していることから、今後新たな増築は難しいものと考えられます。

これまでの「亀山市就学前教育・保育施設の再編方針」で検証した公立保育所等の活用の可能性については次のとおりです。

	敷地面積	建物		用地 拡張	現敷地での整備		
		構造	面積		建替	増築	
保育所	第一愛護園	1,348.41	鉄骨	635.94	×	×	×
	第二愛護園	1,561.46	鉄骨	504.20	×	×	×
	みなみ保育園	2,695.23	鉄骨	683.89	○	△	△
	神辺保育園	2,473.94	鉄骨	560.10	○	△	△
	昼生保育園	1,209.88	鉄骨	497.62	×	×	×
	和田保育園	2,711.23	鉄骨	552.33	×	×	×
	川崎南保育園	2,897.40	鉄骨	570.36	△	△	△
	加太保育園	1,152.35	鉄骨	340.00	○	△	△
認定こども園	関認定こども園アスレ	6,537.62	木造	1,871.65	×	×	×
幼稚園	亀山幼稚園	2,963.00	鉄骨	545.00	×	×	×
	亀山東幼稚園	2,835.00	木造	790.00	△	△	△
	井田川幼稚園	4,065.00	鉄骨	478.00	○	△	△
	みずほ台幼稚園	3,970.00	鉄骨	544.00	×	×	×

(2) 都市公園の一部の活用

平成29年に改正された都市公園法について、それまで国家戦略特区内の都市において認められていた都市公園における占用許可特例としての保育所等の設置を、すべての都市において実施可能とする改正となっています。

この改正により、市内の都市公園を活用した保育所等の設置が可能となっており、法的には、都市公園法施行令第12条第3項において規定された施設となります。

この制度を活用して就学前教育・保育施設を整備することは、都市公園の施設を日常的に利用しやすくなることから、教育・保育の質の向上の観点から大きなメリットがあります。また、施設の利用促進の観点から、都市公園にとってもメリットがあり、双方にとって有効な制度と考えられます。

【対象となる施設】

- ① 障害児通所支援事業、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業又は小規模保育事業の用に供する施設、保育所
- ② 身体障害者生活訓練等事業の用に供する施設、身体障害者福祉センター
- ③ 老人デイサービスセンター、老人福祉センター
- ④ 障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業）の用に供する施設、地域活動支援センター
- ⑤ 幼保連携型認定こども園
- ⑥ その他、都市公園を設置する自治体の条例において定めるもの（準じた施設）

【技術的基準】

占用できる場所 広場又は公園施設である建築物内

施設規模 占用施設の敷地面積は広場の敷地面積の30%を超えない

施設の床面積が建築物（公園施設）の延べ床面積の50%を超えない

【許可を受けられる者】

法律上の制約は設けられておらず、地方公共団体、民間事業者等、幅広く対象となり得る。

※公園を長期間占有することから、地方公共団体以外の場合、公募等による選定が望ましい。

以上の条件を満たした上でこれまでの「亀山市就学前教育・保育施設の再編方針」で検証した活用の可能性がある都市公園とその現状は次のとおりです。

名称	面積		地区	近接関係		施設活用の可能性		
	区域面積	転用上限		供用開始面積	隣接	近隣施設	ランク	現状
亀山公園	132,000㎡	39,600㎡	亀山	132,000㎡		第一愛護園 亀山幼稚園	A:優先検討	隣接する青少年研修センターは老朽化が進んでいることから、これらを一体活用ができる場合、有力な施設整備の候補地と考えていたが、児童センターを移転することとなった。単独整備が可能な施設は小規模園のみだが、立地の面からは中規模以上の施設が必要な立地と考えられる。一方、周辺には遊休地も存在するため、それらとの一体利用を含めた検討は可能と考えられる。
東野公園	68,708㎡	20,612㎡	井田川	68,708㎡			B:検討可能	市営住山住宅や土地開発公社所有地と隣接しており、一体利用も可能であるため、幅広い活用が可能。ただし、市営住宅用地が転用可能な場合、公園を残したうえで活用する方が望ましい。
住山公園	4,300㎡	1,290㎡	亀山	4,300㎡			C:将来的検討対象	放課後児童クラブを挟んで、井田川幼稚園と隣接しているが、公園を含めて一体的な土地となっている。小学校との隣接関係もあり、優先的に検討する。
みどり町第一公園(中央:一号館東)	5,703㎡	1,711㎡	井田川	5,703㎡			A:優先検討	関認定こども園アスレとは近接関係にはあるが、道路を挟んでいるため一体利用は難しい。一方、送迎用駐車場は公園と一体的な利用は可能であり、その場合、中規模園から大規模園の必要面積の確保できる可能性がある。ただし、埋蔵文化財が想定されることや関認定こども園アスレが新しいため、検討の優先順位は低い。
まるやま公園	11,244㎡	3,373㎡	関	11,244㎡		関認定こども園アスレ	C:将来的検討対象	土地の形状・面積の面では活用は可能であるが、地域的にニーズの状況を勘案し、活用の検討を行う。
名阪工業団地第六公園	21,616㎡	6,485㎡	関	21,616㎡			B:検討可能	土地の形状・面積の面では活用は可能であるが、地域的にニーズの状況を勘案し、活用の検討を行う。
中央広場	12,669㎡	3,801㎡	白川	12,669㎡			B:検討可能	

(3) 市営住宅(跡地を含む)の活用

現在、市内の市営住宅については、昭和40年代ごろに建築されたものが残されています。これらの老朽化した市営住宅については、建て替えや廃止等が今後想定されることとなります。一方、既に用途廃止されている旧市営住宅の跡地については、今後普通財産としての管理対象となり、他の用途への活用が検討できることとなります。

これまでの「亀山市就学前教育・保育施設の再編方針」で検証した活用のある市営住宅(跡地を含む)とその現状は次のとおりです。

住宅名	地区	面積(m ²)	面積(m ²)	近接関係		施設活用の可能性	
				隣接	近隣施設	ランク	現状
旧亀田住宅(落崎)	亀山	2480.41 m ²	4886.3 m ²			A:優先検討	売却が決定し、売り出し中であるが、約4,900 m ² (実測)の敷地であり、必要な面積は十分に確保が可能である。また、立地の面でも、アクセス道路も十分な規格で、周辺へ影響も限定的であるため、活用の可能性は高いと考えられる。
		46.28 m ²	-				
和田住宅	井田川	10,114.36	10,114.36			A:優先検討	売却が決定しているが、10,000 m ² 以上の敷地があり、周辺は住宅や工場などで利用されているが、ゆとりのある整備が可能と考えられる。また、アクセス道路の機能も一定の確保がされており、有力な整備候補地になると考えられる。

(4) 普通財産の活用

市内には、現在約160箇所、1,000,000 m²を超える普通財産がありますが、これらの現状は様々です。今後の施設整備を検討するうえでは、一体的な利用が可能であることが必要であるため、次の3つの要件を満たす普通財産については、活用の可能性があります。

《要件》

要件①・・・活用可能面積 1,000 m²以上

要件②・・・貸付による利用を含め、他の用途で利用されていない

要件③・・・現況が宅地、若しくはそれに準ずる用地で多大な造成費用を必要としない

以上の要件を満たした上でこれまでの「亀山市就学前教育・保育施設の再編方針」で検証した活用の可能性がある普通財産とその現状は次のとおりです。

名称	地区	地目		面積	近接関係		施設活用の可能性	
		登記	現況		隣接	近隣施設	ランク	現状
中の山原野	井田川	原野	原野	1,367.00			C:将来的検討対象	公園に不整合があるため、現時点での転売等は困難であり、境界が確定できないため、活用は難しい。公園・境界等が整理された場合、活用は可能だが、ミニ開発の住宅内にあるため、活用の難しい面がある。
旧法務局敷地	亀山西	宅地	宅地	1,006.43		第一愛護園	A:優先検討	土地開発公社保有地と一体的な活用により、施設整備は十分可能である。しかし、実施に向けた協議の中で、地域の理解が得られていない。
住山住宅横敷地	亀山西	畑	雑種地	2,254.07			C:将来的検討対象	住山住宅の隣接地であるため、将来的に住山住宅の廃止後、一体的な利用を行う際に検討を行う。

6. 今後の基本的な考え方と方針について

施設の整備を進めるにあたっては、現在の施設や敷地に限らず、他の公共施設等についても活用の可能性を検討することで、財政的な負担の軽減と全体的な公共施設の有効活用を図ることが可能となりますが、子育て世帯の多様化する保育ニーズに対応していく中で、長期的な視点から民間機能も活用し、より早期・効率的に受け入れ機能の強化を図ることも必要となります。

公立施設は、地域における子育て支援の中核として重要な役割を担っていることから、その整備等については、適切な事業計画に基づき進める必要があります。

このため、今後の公立施設の在り方については、公立施設と民間施設それぞれの役割を明確にした上で、老朽化の状況、地域ニーズ及び運営の効率性を踏まえ、公立施設の統廃合を進めていきます。

一方で、統廃合の対象とならない公立施設については、引き続き維持していくこととし、地域に必要な子育て支援機能の確保に努めます。

なお、今後新たに整備する施設の種別は、原則として「幼保連携型認定こども園」とし、再編の対象とならない既存施設についても、今後の方針を整理する必要があることから、施設の統廃合や全面的な建て替えを行う際に重視すべきポイントを次のとおり整理し、適切な事業計画の策定を行います。

ポイント①…市域全体での就学前教育・保育機能の充足

〔教育・保育のニーズの状況〕

近年の就学前教育・保育のニーズの状況は、幼児教育・保育の無償化や子育て世帯の就労状況の変化などの影響により、教育ニーズは低下傾向、保育ニーズは上昇傾向が続いています。

こうした状況を踏まえ、保育ニーズへの対応を中心に、就学前教育・保育機能の充足を図ることとします。

なお、今後の幼児教育ニーズへの対応は、認定こども園化での充足を基本とします。

〔市域全体の保育ニーズを重視〕

市全体では、人口減少の傾向は強まりつつありますが、地区別で見ると、それぞれの人口増減の傾向には違いがあります。

また、保育ニーズについては、居住する地区内の保育所等を希望する傾向が高いものの、保護者の勤務先等の影響により居住する地区外の園を希望するケースも一定数あり、保育所等ニーズは広域化しています。

こうした状況を踏まえ、市域全体の保育ニーズを考慮し、施設の統廃合による教育・保育の機能の最適化を図ります。

〔民間機能の活用〕

令和7年度時点で保育所3箇所、認定こども園3箇所、小規模保育事業施設2箇所の就学前教育・保育施設が運営されています。これらの機能は、子育て世帯のニーズに 대응するうえで、量的な充足だけでなく、選択の多様化の面からも重要です。また、民間機能による運営は、市の財政負担が少なく、より早期・効果的に受け入れ機能の強化を図ることができます。

こうしたことを踏まえ、民間機能の活用を図りながら、その必要性を判断した上で、公的な支援を行うなどにより、教育・保育機能の充足を行います。

また、必要に応じて公立施設において民間委託の可能性も検討します。

ポイント②・・・他の公共施設にかかる関連計画等を踏まえた施設の統廃合(集約化)

〔既存公共施設の活用〕

公共施設等総合管理計画において、公共施設の総量を抑制する方針としていることを踏まえ、既存公共施設を積極的に活用します。これによる用地取得費の抑制など、財政負担の軽減を図ります。

ポイント③・・・再編に伴う既存施設の考え方

〔再編における優先度と長寿命化の推進〕

建築年数と施設の状況を勘案して、老朽化等の課題が大きいところから優先して施設の集約・統合を行います。また、事業化から完成までは長期に及ぶことから、建築年数が長い施設については、目標耐用年数を延長するため必要に応じて施設の機能向上のための長寿命化の推進を行います。

〔既存公立施設の維持〕

公立施設は、①災害発生時など緊急時における保育の継続性、②障がい児等の配慮が必要な子どもの受け入れ体制の充実、③入所枠についての定員調整機能、などの観点から、地域の子育て支援の重要な施設として、セーフティーネット機能を担っています。そのため、市全体の確保の内容を維持しながら、地域における子育て支援の機能を担うため、中学校区ごとの施設整備を統廃合により進めることとし、再編の対象とならない既存施設については、継続的な運営を図ります。

〔既存施設の計画的修繕〕

既存施設を継続的に運営していくため、計画的な修繕による維持管理を行います。修繕計画については、再編の対象としない施設から優先的に行うものとし、特に安全な施設運営に必要な空調機及びトイレドライ化の整備を重点的に行うことで施設の環境改善を図ります。また、公共施設等総合管理計画の予防保全の考えを取り入れた予防的修繕を行い、特定の年次に事業が集中しないよう平準化を図ります。

ポイント④・・・再編計画の視点

〔再編計画の視点の整理〕

公立施設の再編を進めるにあたり、在園児の状況や財政面等の観点から、すべての計画を同時期に行うことはできないため、今後の考え方の方向性を「短期的視点」、「中長期的視点」と分類し整理することで、段階的に事業計画を推進します。なお、事業化にあたっては、亀山市総合計画の実施計画に位置付け、計画的に進めます。

7. 施設の再編計画について

(1) 施設の整備等について

[井田川認定こども園化]

- ▶井田川地区において認定こども園を整備
※隣接する公園等の一部を一体活用することも検討

[亀山認定こども園化]

- ▶亀山地区において認定こども園を整備
※実施時期、整備位置について検討

[民間委託の検討]

- ▶公立保育所の役割を整理しつつ、保育の質の確保を前提として、民間の活用（公設民営方式、民間移管等）についても検討

[小規模保育事業所化の検討]

- ▶定員充足率の低下が見込まれる施設については、地域における低年齢児保育ニーズに対応するため、施設規模を見直し、0～2歳児を対象とした小規模保育事業への機能転換について検討

(2) 既存施設の改修について

[公立保育所等トイレドライ化]

- ▶トイレの衛生環境を向上させるため、事業を継続する施設のトイレを乾式化

[公立保育所等空調機整備]

- ▶空調機の耐用年数等を勘案し、老朽化が著しい空調機から更新
※空調機の急な故障があった場合は、故障した空調機から優先して実施

(再編計画の視点の整理)

(1) 施設の整備等について

名称	対象施設	短期的視点	中長期的視点
井田川認定こども園化	井田川幼稚園	統合	認定こども園整備
	みずほ台幼稚園		
	川崎南保育園		
亀山認定こども園化	亀山幼稚園	園児募集停止	認定こども園整備
	亀山東幼稚園	統合	
	第二愛護園		
民間委託の検討	公立保育所	園児数の動向等により検討	
小規模保育事業化の検討	公立保育所	園児数の動向等により検討	

※施設の状態等により変更する場合があります。

(2) 既存施設の改修について

名称	対象施設	短期的視点	中長期的視点
公立保育所等のトイレドライ化	みなみ保育園 和田保育園 関認定こども園アスレ	ドライ化の実施	
公立保育所等空調機整備	公立保育所 関認定こども園アスレ 亀山東幼稚園	空調機の更新	

※施設の状態等により変更する場合があります。

(3) 施設整備に伴う特定財源等の活用について

今後の再編等、施設整備に係る検討を進めるに当たり、現行の制度に基づき、次の財源を想定します。

国庫支出金・・・補助金の活用を想定します。

- ・就学前教育・保育施設整備交付金(国 1/2、市 1/4、設置主体 1/4) ※補助率の嵩上げ有

地方債・・・・・・交付税措置のある次の地方債を活用します。

- ・こども・子育て支援事業債・・・(充当率90%・交付税措置率50%又は30%)
- ・公共施設等適正管理推進事業債・・・(充当率90%・交付税措置率50%～30%)
- ・学校教育施設等整備事業債・・・(充当率 90%又は75%・交付税措置70%～30%)
- ・社会福祉設整備事業債・・・(充当率80%・交付税措置なし)